

ギールケ文庫入手のいきさつ

孫田秀春

私が留学のためベルリンに着いたのが一九二〇年（大正九年）三月のことであった。出発に先だち当時の図書館長三浦新七博士から「法律学関係の良い文庫が見つかったら是非入手に尽力して欲しい」という依頼があったので、注意していたところ、偶々十月十日新聞でギールケ教授逝去のを知り、直ちに三浦博士のもとに打電するや、文庫買入の快諾を得、早速交渉に取りかかった。生憎途中で直接交渉が出来ないので、法律専門の「ヘルマン・バー書店」に電話してギールケ夫人にそれとなく話を進めて欲しいと頼んだ。ギールケ夫人からの返答では蔵書のこと是一切息子のユーリウス・ギールケ（ハレー大学法学部教授）に任せてあるからというので早速ハレーに急行したが、同氏は数日前これをライプチヒのフォック書店に委託してしまつたとの返事なので、再びハレーからライプチヒへと飛んで行った。

ところが、フォックは「惜しいことにあなたは一足遅かった。既に英国から本文庫買入の交渉を受けている」と称

して余り気乗りのしない返事である。そこで私は「日本へは既に、ローマ法系の大文庫『デルンブルク文庫』が東大に渡っている。今ここでゲルマン法系の大御所ギールケ文庫を手に入れることは、我々のかねての宿望であるから是非共御協力を願いたい」とたつての依頼にフォックも遂に折れて、ここに漸く交渉が成立したのである。

ところがベルリンへ帰るや否や、東大から「ギールケ文庫入手頼む」との飛電に接したのであるが、私としては、「一橋に奉職する以上貴需に感じかねるから、悪しからず」と返答しておいた。後にして思えば本文庫が一橋に入ったことは寔に幸いであった。何となれば、彼の大震災によって本郷の図書館が全焼したのにも拘わらず、当方はギールケ、メンガー共難を免がれ、今日迄無事に保存されているからである。

本文庫の入手に当って私が最も心配した事は、よく行われることだが書店側の悪操作によってカタログと蔵書内容とが一致しなくなることである。そこでギールケ夫人には、まことに失礼とは思ったが交渉成立と同時に文庫の鍵を夫人の手からお預りしてしまった。かくして本文庫は殆んど完全なまま本学の図書館に納められたわけである。私の貢献し得た事は単にそれだけの事なのであって、その後圖書の発送、整理、カタログ作成等すべて同僚の大塚、金子、高瀬、内藤章、岩田新諸君の並々ならぬ協力によつたものである事を特に断っておきたい。いうまでもなくギールケ教授はゲルマン法系の偉大なる学者であり、「国体法論」「私法の国体的職分」その他多数の名著があり特に一九一四年「労働の隷属性」を主張して現代労働法学の成立に一拠点を与えた事は忘れてならないところである。

終りにギールケ文庫は実に本学が世界に誇り得る一大文庫であり、此の機会に本文庫に対する学生諸君の再認識を望むと共にこれを学外にも開放、紹介して広く同教授の恩恵に浴せしめられんことを切に冀うものである。

〔本稿は、『一橋大学創立七十五周年記念アルバム』（一橋大学創立七十五周年記念アルバム委員会編）昭和二十六年、から再録したものである〕

（元東京商科大学教授）